

争議行為の予告について

光が丘運輸株式会社代表取締役横澤正晴から争議行為を行う旨の通知が令和7年2月28日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和7年3月4日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部光が丘分会の争議行為に対抗する件

二 日時

令和7年3月21日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

光が丘運輸株式会社 練馬区土支田一丁目24番15号

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為